

これから行う模擬刑事裁判について

1 裁判の内容

銀行に押し入り、200万円を強奪(無理やり奪うこと)したとされる被告人の「強盗被告事件」において、被告人が本当の真犯人かどうか、犯人を目撃したとされる銀行員の目撃証言と、犯行当日被告人と一緒にいたとされる友人のアリバイ証言が食い違う。さて、あなたが裁判官だったらどのような判決を宣告する？

2 登場人物(合計12名)

裁判官3名(裁判長、裁判官A、裁判官B)

検察官3名(検察官A、検察官B、検察官C)

弁護士3名(弁護士A、弁護士B、弁護士C)

証人2名(銀行員、被告人の友人)

被告人1名

3 注意事項

(1) 傍聴席のみなにもよく聞こえるように大きな声で発言しましょう。

(2) 発言について

配役になったあなたが発言する部分にはマーカーをつけてあります。

シナリオの中で、「」等と書かれている部分については、それぞれその配役になった人の名字と名前を、「」等と書かれている部分には名字を入れて読んでください。

シナリオの中の()部分は説明文ですので読まないでください。

検察官、弁護士役の人は、発言するときは立ってください。

証人役の人は、宣誓するときは立ったまま宣誓書を読んでください。宣誓書を読み終わったら椅子にかけて、検察官、弁護士の質問に答えてください。

被告人役の人は、ずっと立ったまま発言してください。

(3) 裁判官役の3名の方には、最後に判決を言い渡していただきますので、証人の証言内容をよく聞いてください。

ひこくにん 被告人	わたし ごうとう 私は強盗などしていません。何かの間違いです。
さいばんかん 裁判官 B	べんごにん ごいけん 弁護人のご意見はいかがですか？
べんごにん 弁護人 A	ひこくにん むざい しゅちょう ひこくにん ごうとうじけん はっせい へいせい ねん 被告人の無罪を主張します。被告人は強盗事件が発生した平成 年 がつ にち ごご にじ ゆうじん 月 日午後2時ころは、友人の さんの家で一緒にプレイステ ーション をして遊んでいました。
さいばんかん 裁判官 B	ひこくにん せき もど くだ ひけんさつかん しょうこ とりしら せいきゆう 被告人は席に戻って下さい。それでは検察官、証拠の取調べを請求して ください。
けんさつかん 検察官 B	しょうにん かすみがせきぎんこう じんもん せいきゆう 証人として霞が関銀行の さんの尋問を請求します。
さいばんかん 裁判官 B	では、 さん まえ き 来て下さい。(ぎんこういんやく しょうげんだい た 銀行員役は証言台のところに立つ)
さいばんかん 裁判官 B	ぎんこういんやく しょうげんだい き なまえ なん (銀行員役が証言台に来たら) 名前は 何と いますか？
しょうにん 証人 (銀行員)	じぶん なまえ い (自分の名前を言う) です。
さいばんかん 裁判官 B	ひこくにん たい ごうとうひこくじけん しょうにん 被告人 に対する強盗被告事件について、これからあなたに証人とし おたず まえ うそ い せんせい てお尋ねしますので、その前に、嘘を言わないという宣誓をしてください。
しょうにん 証人 (銀行員)	せんせいしょ よ (宣誓書を読む)
さいばんちょう 裁判長	いま せんせい しょうじき はな せんせい うえ 今、宣誓していただいたとおり、正直に話してください。宣誓をした上 うそ い ぎしょうざい しょぼつ せんせい で嘘を言うと、偽証罪で処罰されることがありますので注意してください。
しょうにん 証人 (銀行員)	はい。
さいばんちょう 裁判長	しょうにん せき 証人は、席にかけてください。 (しょうにん すわ けんさつかん 証人が座ったら) それでは、検察官どうぞ。

けんさつかん 検察官 C	へいせい ねん がつ にち ごご にじ 平成 年 月 日午後2時ころ、あなたの勤めている銀行に強盗 はい が入りましたか？
しょうにん 証人 ぎんこういん (銀行員)	はい。「かね だ せい」と言っ、カウンター越しに、わたし たい けんじゅう のようなものを突きつけました。
けんさつかん 検察官 C	それであなはどうしましたか？
しょうにん 証人 ぎんこういん (銀行員)	こわ かったので、わたし は、とっさに手元にあつた100万円 <small>まんえん</small> の束 <small>たば</small> 2つをカウ ンターに置きました。そうしたところ、犯人はそれを驚 <small>おど</small> づかみにして、自分 の上着 <small>うわぎ</small> のポケットに入れ、外 <small>そと</small> に逃 <small>に</small> げて行きました。
けんさつかん 検察官 C	あ 合わせて200万円 <small>えん</small> を渡 <small>わた</small> したということですね？
しょうにん 証人 ぎんこういん (銀行員)	はい。そのとおりです。
けんさつかん 検察官 C	あなたは、その犯人 <small>はんにん</small> の顔 <small>かお</small> を見 <small>み</small> ましたか？
しょうにん 証人 ぎんこういん (銀行員)	はい。見 <small>み</small> ました。
けんさつかん 検察官 C	その犯人 <small>はんにん</small> は、この法廷 <small>ほうてい</small> にいますか？
しょうにん 証人 ぎんこういん (銀行員)	ひこくにん ゆび (被告人を指さして) そこにいる人 <small>ひと</small> だと思 <small>おも</small> います。
けんさつかん 検察官 C	あ 終わります。
さいばんかん 裁判官 A	べんごにん 弁護人どうぞ。
べんごにん 弁護人 B	あなたは、強盗 <small>ごうとう</small> が入 <small>はい</small> った時 <small>とき</small> 、その場 <small>ば</small> にいたということですね？
しょうにん 証人	はい。わたし はそのときカウンター業務 <small>ぎょうむ</small> をしていました。

ぎんこういん
(銀行員)

べんごにん
弁護士 B

あなたは、本当に犯人の顔を見たのですか？

しょうにん
証人
ぎんこういん
(銀行員)

見たことは見たのですが、けんじゅうのようなものを突きつけられていても怖かったし、びっくりしたので、一瞬しか見ませんでした。

べんごにん
弁護士 B

(強い口調で)よく見ていないのに、なぜ、そこにいる人が犯人だと分かるのですか。

しょうにん
証人
ぎんこういん
(銀行員)

あの顔に見覚えがありますので、間違いないと思います。

べんごにん
弁護士 B

世の中には似た顔の人は何人もいると思うのですが、そこにいる被告人が、あなたの銀行に押し入った銀行強盗の犯人と本当に同一人物であるという確信はありますか？

しょうにん
証人
ぎんこういん
(銀行員)

確信はありませんが、あの顔に見覚えがありますので、多分間違いないと思います。

べんごにん
弁護士 B

終わります。

さいばんかん
裁判官 A

それでは、裁判所からお尋ねします。あなたが見たという犯人の身長や髪型は覚えていますか？

しょうにん
証人
ぎんこういん
(銀行員)

よく覚えていません。犯人の顔だけはチラッと見たのですが、とにかく怖かったので身長とか髪型まではよく覚えていないのです。

さいばんかん
裁判官 A

さん終わりました。元の席にもどってください。

(証人は元の席にもどる。)

続いて、弁護人の立証をしてください。

べんごにん
弁護士 C

証人として、さんをお願いします。

さいばんちょう
裁判長

検察官、ご意見はいかがですか？

<p>けんさつかん 検察官 B</p>	<p>しかるべく。</p>
<p>さいばんかん 裁判官 A</p>	<p>では、^{しょうにん} さんを証人として採用します。^{まえ} さん、前(証言台)に来てください。 (^{しょうにん} 証人が^{まえ} 前に来たら) ^{なまえ} 名前は^{なん} 何と^い 言いますか？</p>
<p>しょうにん 証人 (ゆうじん 友人)</p>	<p>(^{じぶん} 自分の^{なまえ} 名前を^い 言う) ^{です} です。</p>
<p>さいばんちよう 裁判長</p>	<p>^{ひこくにん} 被告人に対する^{たい} 強盗^{ごうとう} 被告^{ひこくじけん} 事件について、これからあなたに^{しょうにん} 証人としてお尋ねしますので、その^{まえ} 前に^{うそ} 嘘を^い 言わないという^{せんせい} 宣誓をしてください。^{せんせい} 宣誓をした上で^{うえ} 嘘を^{うそ} いうと、^{ぎしょうざい} 偽証罪で^{しょぼつ} 処罰される^{ちゅうい} ことがありますので、^{ちゅうい} 注意してください。</p>
<p>しょうにん 証人 (ゆうじん 友人)</p>	<p>(^{せんせいしょ} 宣誓書^よ を^よ 読む)</p>
<p>さいばんちよう 裁判長</p>	<p>^{いま} 今、^{せんせい} 宣誓して^{はな} いただいた^{はな} とおり、^{しょうじき} 正直に^{はな} 話してください。</p>
<p>しょうにん 証人 (ゆうじん 友人)</p>	<p>はい。</p>
<p>さいばんちよう 裁判長</p>	<p>では、^{せき} 席に^{せき} かけてください。 (^{しょうにん} 証人が^{すわ} 座ったら) ^{べんごにん} 弁護士^{どうぞ} どうぞ。</p>
<p>べんごにん 弁護士 C</p>	<p>あなたは、^{がつ} 月 ^{にちごごにじ} 日午後 2 時^{なに} ころ^{なに} 何を^{なに} していましたか？</p>
<p>しょうにん 証人 (ゆうじん 友人)</p>	<p>^{わたし} 私は、^{がつ} 月 ^{にちごごにじ} 日午後 2 時^{なに} ころは、^{ひこくにん} さん(被告人)^{いっしょ} と^{わたし} 一緒に^{わたし} 私の家で^{いえ} プレイステーション^{いえ} を^{わたし} していました。^{たし} 確か、^{ごごいちじ} 午後 1 時^{ごごいちじ} ころ ^{わたし} さんが^{いえ} 私の^{いえ} 家を^{たず} 訪ねて^き 来て、^{ごごにじ} 午後 4 時^{ごごにじ} ころ^{あそ} まで^{あそ} ずっと^{あそ} ゲーム^{あそ} を^{あそ} して^{あそ} 遊んで^{あそ} いた^{あそ} と思います。</p>
<p>べんごにん 弁護士 C</p>	<p>^{まちが} 間違い^{まちが} ありませんか？</p>

しょうにん
証人
ゆうじん
(友人)

たし
確か、やっていたと思います。

べんごにん
弁護士 C

お
終わります。

さいばんちょう
裁判長

けんさつかん
検察官どうぞ

けんさつかん
検察官 A

あなたは、さんとよくゲームをするのですか？

しょうにん
証人
ゆうじん
(友人)

はい。週に3～4回はやっています。

けんさつかん
検察官 A

それでは、ゲームをしていたのが 月 日とは限りませんよね。日にちの勘違いということはありませんか？

しょうにん
証人
ゆうじん
(友人)

月 日に間違いありません。なぜなら、その日は楽しみにしていたソフトの発売日で、そのソフトを さんが私の家に持ってきたことを覚えています。ですから、この日の2時ころ、 さんは私と一緒にいたので、銀行強盗などできるはずがありません。
それに、 さんはそんな悪いことをする人ではありません。

けんさつかん
検察官 A

事件のあった時間帯に、あなたのほかに、被告人があなたの家でゲームをしているのを見た人はいますか？

しょうにん
証人
ゆうじん
(友人)

いません。二人だけだったので。

けんさつかん
検察官 A

さんが新作のソフトを持ってあなたの家に遊びに来たのは、本当に発売日の当日ですか？

しょうにん
証人
ゆうじん
(友人)

確か発売日の当日だったと思いますが、あるいは翌日くらいだったかもしれせん。

けんさつかん
検察官 A

お
終わります。

さいばんかん
裁判官 A

さん終わりました。元の席にもどってください。(証人は、元の席
に戻る)

検察官、辩护人、ほかに証拠調べの請求はありますか？

けんさつかん
検察官 B

ありません。

べんごにん
辩护人 A

ありません。

さいばんちょう
裁判長

なければ、これで証拠調べを終え、双方のご意見をうかがいます。
では、検察官から論告をどうぞ。

けんさつかん
検察官 B

被告人に対する本件公訴事実は、当公判廷において取り調べ済みの証拠
によって、その証明は十分であります。

本件犯行当時、被告人と一緒にゲームをやっていたという被告人の友人
のアリバイ証言については、2人は週に3～4回もゲームをしていたの
であり、別の日、あるいは別の時間との勘違いとも考えられ、他に被告人
のアリバイを証言できる人もいないことから、信用性に欠けます。

本件犯行は、事前にけん銃のようなものを用意するなど計画的で悪質な
犯行であります。また、奪われた200万円は未だ銀行に返還されていま
せん。

以上の事情を考慮すると、被告人を懲役5年に処するのが相当であると
おもいます。

さいばんかん
裁判官 B

つづいて辩护人、弁論をどうぞ。

べんごにん
辩护人 A

被告人は、事件当時はさんと一緒にいて、そのことは、さんの
証言から明確であり、何も疑う余地がありません。一方、銀行員は犯人
の顔をよく見ていなかったのであり、証言もあいまいで犯人を特定できず、
被告人を犯人だとする証言は信用できません。

以上のことを考えると、被告人が本件犯行に関わっていないことは明白
です。よって、被告人の無罪を主張します。

さいばんちょう
裁判長

被告人は前(証言台)に出てください。

(被告人が前に出たら)

これで審理を終わりますが、最後に裁判所に対して何か述べておきたい

こと
事はありますか？

ひこくにん
被告人

わたし ごととう
私は強盗などやっていません。信じてください。

さいばんちょう
裁判長

これで審理を終わります。

はんけつごころ
判決言 渡期日は、 がつ にち 午後 1 時 3 0 分、当法廷において行
います。

ほんじつ へいてい
本日は、これで閉廷します。

はんけつ いいわたし きじつ
判決 言 渡 期 日

さいばんちよう
裁判長

それでは^{かいてい}開廷します。
ひこくにん まえ しょうげんだい で
被告人は前（証言台）に出てください。
ひこくにん まえ で
（被告人が前に出たら）
ひこくにん たい ごとう ひこく じけん つぎ はんけつ い
被告人 に対する強盗被告事件について、次のとおり判決を言い
わた
渡します。

むざい ばあい
（無罪の場合）

しゅぶん
主文
ひこくにん むざい
被告人は、無罪。

ゆうざい ばあい
（有罪の場合）

しゅぶん
主文
ひこくにん ちょうえき ねん しょ
被告人を懲役××年に処する。
この判決に不服があるときは14
かい ない こうそ
日以内に控訴することができます。

へいてい
これで閉廷します。